

7. 依存症対策の推進について

我が国における薬物・アルコール依存症対策の取組として、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日閣議決定）においては、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進が目標の一つとして掲げられ、「常習飲酒運転者対策の推進について」（平成19年12月26日閣議決定）においては、アルコール依存症の根本的な治療は断酒しかなく、再発する割合も高いことから、専門相談機関の支援とともに周囲の理解や協力が重要と示されている。

さらに、「自殺総合対策大綱」（平成20年10月1日一部改正）においても、うつ病以外の危険因子である薬物依存症、アルコール依存症について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等によるハイリスク者対策の推進が当面の重点施策とされている。

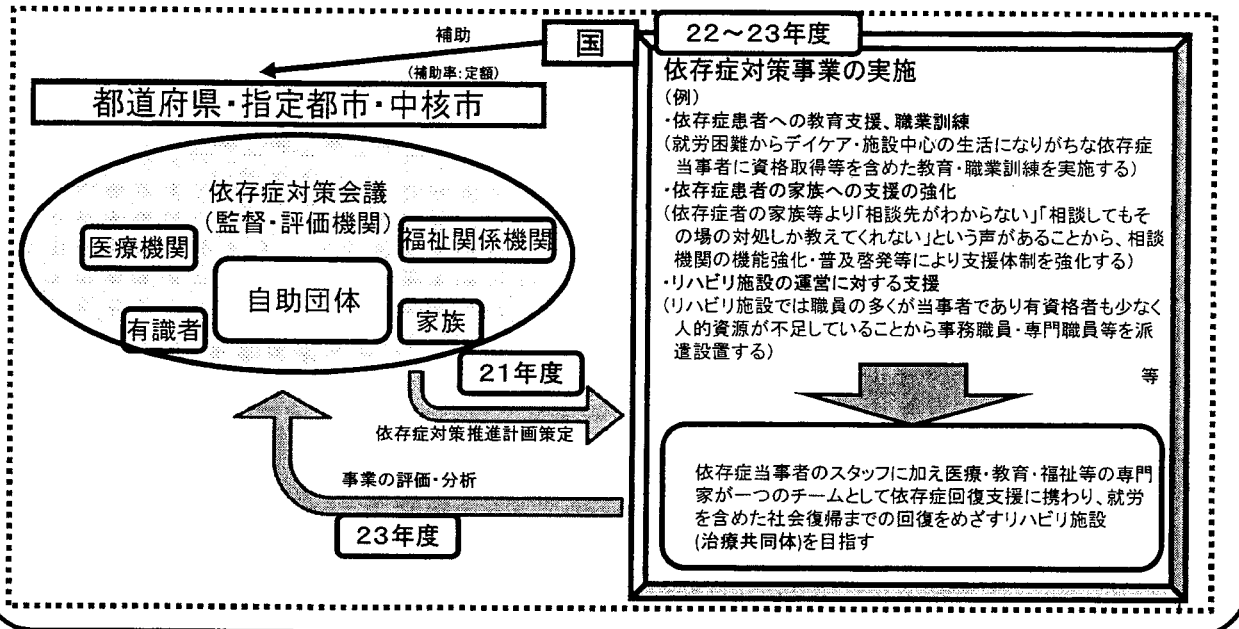
このことを踏まえ、平成21年度から、薬物・アルコール依存症対策の充実を図るため、都道府県・指定都市・中核市からモデル地域を選定し、各モデル地域において、依存症対策推進計画を策定のうえ、地域の実情に応じ、自助団体及び家族会の支援、治療共同体の開設などの事業を実施することにより、効果的な薬物・アルコール依存症対策を検証する「地域依存症対策推進モデル事業」を開始しているところである。平成21年度に6自治体を採択して本事業を進めているところであるが、平成22年度には事業規模を拡大しての本格的展開を予定しており、平成22年度予算(案)において所要経費を計上したところである。平成22年度についても追加の募集を行うこととしており、都道府県等におかれては精神保健福祉、薬務等関係部局が連携し、本事業への積極的な参加をお願いしたい。

また、新たに、「依存症回復施設職員研修事業」を実施することとし、平成22年度予算(案)において所要経費を計上したところである。依存症回復施設における職員の多くは依存症当事者であり、依存症者の支援に有用な精神保健医療福祉等に関する知識が十分でないことが多く、その知識を得るための機会も乏しいため、依存症回復施設職員の資質及び対応力向上を目的として本事業を実施するものである。各都道府県等におかれては、研修の開催に際しての施設・団体への周知等について、ご協力をお願いしたい。

【事業概要】

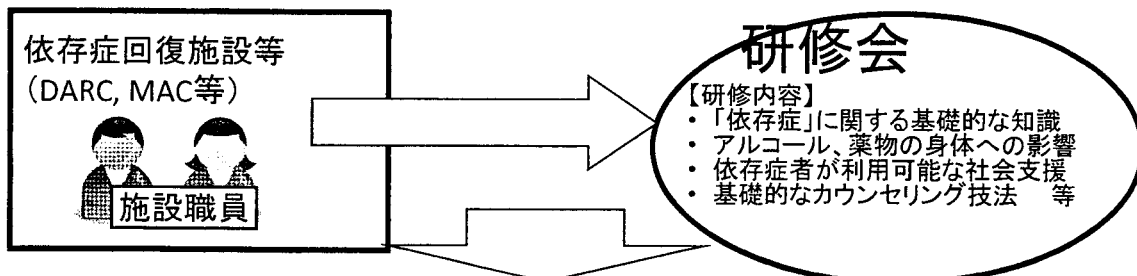
地域におけるアルコール・薬物依存症対策を推進するため、15か所の都道府県・指定都市・中核市を選定し、3か年で実施する。

- ① 都道府県・指定都市・中核市においては、当事者同士のグループ代表者やその家族、有識者、医療や福祉関係機関などによる「依存症対策会議」を開催する。
- ② 依存症対策会議においては、地域における実情や課題などを整理・検討し、当事者同士のグループの支援を中心とした依存症対策を推進するための「依存症対策推進計画」を策定する。(21年度)
- ③ 本計画に基づく事業(例：講習会、治療共同体等)を実施し、地域における依存症対策を推進する。(22年度～)
なお、事業実施後、依存症対策会議において事業の評価・分析を行う。(23年度)



(新規) 依存症回復施設職員研修事業

- 依存症回復施設職員の多くは 依存症当事者であり、依存症に関する医学的知識や利用可能な社会資源に関する知識を得る機会が少ない。
- 依存症回復施設においても、職員の人材養成が重要と認識している一方、財政上、あるいは人員上の事情から研修を行っていない。
- 依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対する研修を行い、職員の資質向上を図る必要がある。



- 依存症回復施設職員の人材養成・資質向上
- 依存症回復施設の依存症への対応力向上

依存症者の回復支援の推進

※ 第三次薬物乱用防止5か年戦略(平成20年8月22日)

目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

8 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ってきたところであり、今後は支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて、取り組みを行っていくこととしている。

(1) 障害者自立支援法との関係について

「発達障害者については、知的障害の有無によらず、精神保健福祉法に定義される精神障害者として、障害者自立支援法における障害者の定義に含まれており、また、身体障害者を除けば、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件とされていないため、手帳所持の有無によらず発達障害者に関してもサービスの対象となり得る。」

上記については、発達障害情報センター・ホームページや、厚生労働省主催の会議等で周知を図っているところであるが、各都道府県・指定都市におかれては、発達障害者へのサービスの適用について、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

◆発達障害情報センター・ホームページ (<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)

平成22年1月20日よりサイトのリニューアルを行い、提供する情報内容を充実させるとともに、対象者・年代別等に情報を整理し、文字のサイズや表示色、音声読み上げ等の機能を追加した。

(2) 平成22年度の主な発達障害者支援施策

①発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切なサポート等を行うことにより、支援体制の整備を行うものである。

さらに、平成22年度よりペアレントメンターの養成や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児（者）及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図ることとしているため、支援体制の充実に向けて、すべての都道府県・指定都市において実施されたい。

なお、来年度の協議については、「平成22年度在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金にかかる国庫補助の協議について（発達障害者支援体制整備事業、発達障害者支援開発事業）」通知を発送しているので、期限までに提出していただくようお願いしたい。

②発達障害者支援開発事業

発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・評価して有効な支援手法を開発し、開発した手法を全国に普及させることを目的としている。

来年度においては、成人期における支援等の不足している分野を中心に、引き続き先駆的な手法の開発に努めることとしており、実施にあたっては、事業成果の検証が必要となるため、関係機関等との連携を十分図った上で進めていただきたい。（来年度の協議通知については①と同様に発送済み。）

(3)「世界自閉症啓発デー」への対応

「世界自閉症啓発デー」（4月2日）は平成19年12月に国連が制定した日であることから、厚生労働省では、昨年に引き続き、関係団体等と世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、4月2日にシンポジウムを開催するとともに、世界自閉症啓発デーに関する広報等を実施する予定である。

各自治体におかれては、先日「平成22年度「世界自閉症啓発デー」における普及啓発の推進について」（平成22年2月18日付障精発0218第1号）通知により協力依頼をさせていただいたところであるが、世界自閉症啓発デーを自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、ポスターの掲示やシンポジウムの開催等、関係機関や関係団体と協力のもと、発達障害に関する普及啓発の推進に取り組んでいただきたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供

(参考) 発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成しているところである。発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf

○ 発達障害者への支援について

◆障害者自立支援法との関係について

発達障害者支援法に定義されている発達障害については、知的障害の有無によらず、精神保健福祉法に定義される精神障害として、障害者自立支援法における障害者の定義に含まれており、各種サービスの対象となり得るため、再度管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

（参考）ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

		<法律>		<手帳>		
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法	障害者 福祉法	精神保健 福祉手帳		
F70-F79	知的障害<精神遅滞>			知的 障害者 福祉法	療育 手帳	
F80-F89	心理的発達の障害 （自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、 学習障害など）			発達障害者 支援法		精神保健福祉 手帳
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）					

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
（精神保健福祉法第5条）



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者を除く）
（障害者自立支援法第4条）

<発達障害児（者）の利用が見込まれる主なサービス>

- (1) 相談支援事業
- (2) 日中活動系サービス
 - ① 就労移行支援事業
 - ② 就労継続支援事業(A(原則雇用有)型、B(雇用無)型)
 - ③ 自立訓練(生活訓練)
 - ④ 児童デイサービス
- (3) 訪問系サービス
 - ① 行動援護
 - ② 移動支援
 - ③ 短期入所(ショートステイ)
- (4) 居住系サービス
 - 共同生活援助(グループホーム)

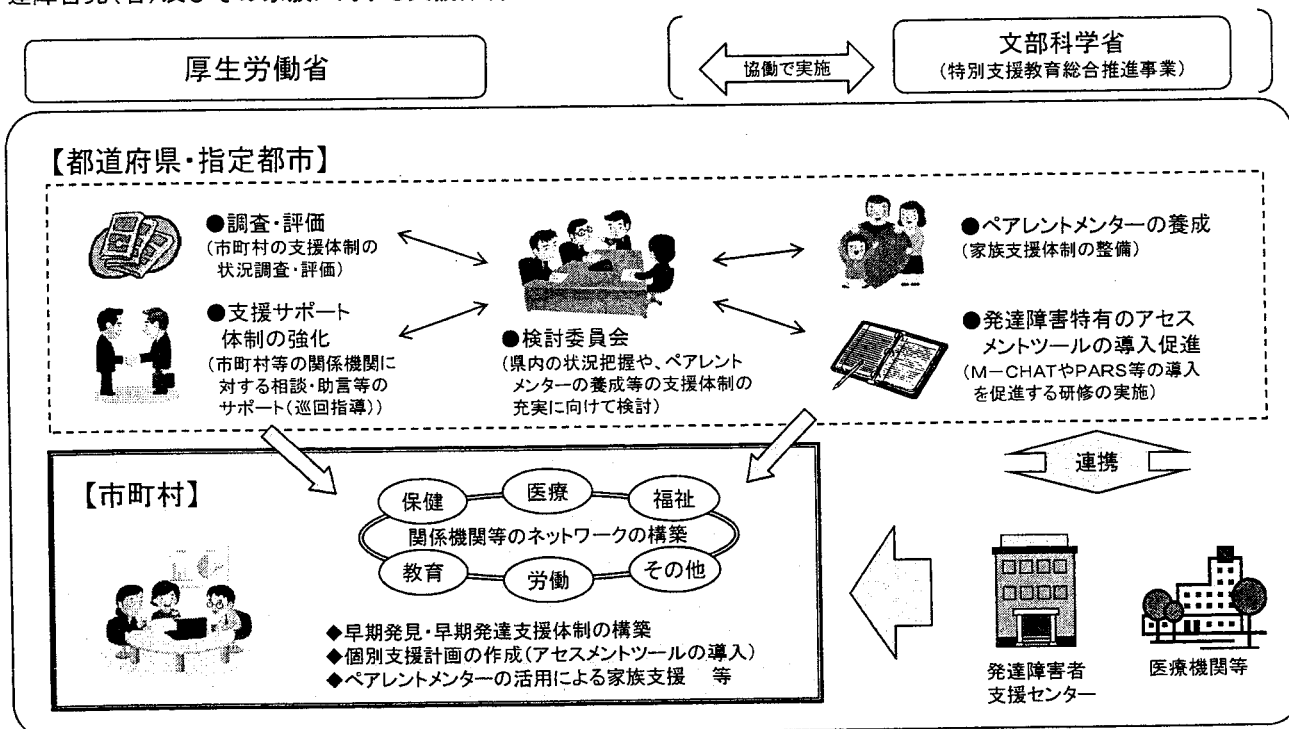
厚生労働省における発達障害者支援施策

課題	平成22年度予算案 【1,269百万円(1,268百万円)】 ()内は平成21年度予算
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成 ●全県的な相談支援の充実	①発達障害者支援体制整備事業 【2.0億円(2.2億円)】 発達障害者の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築
	②発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業の内数】 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施
	③子どもの心の診療拠点病院機構推進事業等 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数等】 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業をモデル的に実施
2 支援手法の開発	④発達障害者支援開発事業 【4.0億円(5.2億円)】 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(全国20箇所程度)
	⑤青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業 【39百万円(42百万円)】 地域での職業生活を営めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立
3 就労支援の推進	⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進 【229百万円(118百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施
	⑦発達障害者雇用開発助成金 【156百万円(64百万円)】 発達障害者を新たに雇用し適切な雇用管理等を行う事業主に対し、資金の一部を助成
	⑧発達障害者就労支援者育成事業 【19百万円(10百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所に発達障害者を職場実習の形で受け入れてもらうことにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施
4 人材の育成	⑨発達障害者に対する職業訓練の推進 【127百万円(179百万円)】 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進する
	⑩発達障害者研修事業 【(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数等(21百万円)】 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実
5 情報提供・普及啓発	⑪発達障害者支援実地研修事業(新規) 【23百万円(0百万円)】 地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための中期の実地研修を実施
	⑫発達障害情報センター 【54百万円(57百万円)】 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を図る
	⑬「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【15百万円(15百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を行う

○ 発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言(巡回指導)等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

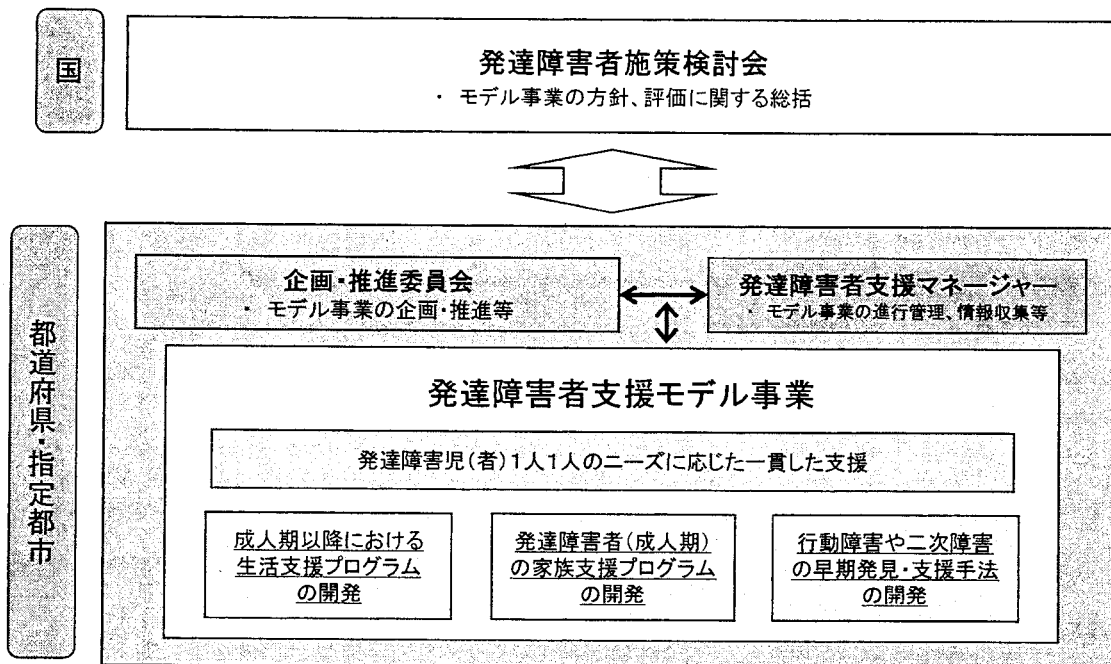
さらに、ペアレントメンターの養成や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。



○ 発達障害者支援開発事業

国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

なお、開発に取り組むモデルについては、現段階で支援手法が不足している分野(成人期以降の生活支援や家族支援、行動障害や二次障害の早期発見・支援)を中心に実施することとし、1人1人のニーズに応じた支援が提供できる社会の実現を目指す。



6

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。



【啓発活動】

○シンポジウムの開催(案)

- ・日時/場所 平成22年4月2日(金) 10:00 ~ 16:30 / 国連大学(渋谷区)
- ・主催 厚生労働省・日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク、日本自閉症スペクトラム学会、全国自閉症者施設協議会、発達障害者支援センター全国連絡協議会、国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、国土交通省 他
- ・大会実行組織 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会
- ・内容 午前 式典、講演「自閉症をテーマとした映像作品から」
午後 シンポジウム1「普段の暮らしの支援を考える」、シンポジウム2「働くときの支援を考える」、シンポジウム3「報道について考える」、世界自閉症啓発デー2010東京宣言

○「世界自閉症啓発デー」の周知及び発達障害への理解促進

- ・自治体に対する通知、政府広報やWEBサイト<http://www.worldautismawarenessday.jp>等による周知

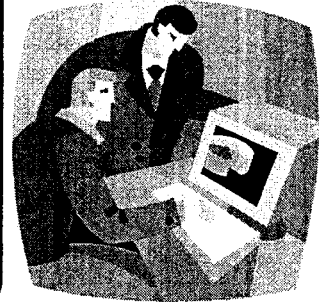
17

発達障害者雇用開発助成金 ～発達障害者の雇用促進モデル事業～

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

9. 高次脳機能障害対策の推進について

高次脳機能障害の支援については、精神障害者の一部として、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の都道府県が行う専門的な相談支援として、「高次脳機能障害支援普及事業」を実施している。

同事業は、今年度には全ての都道府県で実施され、また昨年11月1日現在、同事業で行う「高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関」は42都道府県に設置されるに至った。今後、相談・研修・普及事業等、同事業の内容の充実が図られ、高次脳機能障害者及び家族への十分な支援体制が整備されるようお願いしたい。

また、高次脳機能障害支援における精神保健医療福祉との連携を進めるうえで、以下の点について留意されたい。

- ・精神保健福祉手帳の認定において、「高次脳機能障害」の診断名での申請については可能なものとしている
- ・高次脳機能障害の精神医療に関わる部分については、自立支援医療において給付可能なものとしている
- ・衝動性、気分障害などの精神症状における精神医療の提供について、支援拠点機関との連携に協力いただきたい
- ・精神障害者を対象とする福祉施設での受け入れについて、支援拠点機関との連携に協力いただきたい

次に、国立障害者リハビリテーションセンターを通じ、「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」及び「支援コーディネーター全国会議」を開催しており、都道府県における体制の整備、関係職員の資質の向上のため、各都道府県においては、自治体や関係機関等に所属する職員の派遣について、特段の配慮をお願いしたい。

同センターにおいては、来年度より、高次脳機能障害者に対する生活訓練の充実（利用定員増）、高次脳機能障害に関する研究体制の整備を行い、高次脳機能障害に対する取組の拡充を図っており、今後とも同センターから提供する情報について、管内関係機関等への周知をお願いする。

（ 国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害に関するHP ）

http://www.rehab.go.jp/ri/brain_fukyu/index.shtml

(高次脳機能障害支援普及事業 概要)

① 都道府県実施分

ア. 支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）に相談支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。

イ. 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援の普及を図る。

② 国立障害者リハビリテーションセンター実施分

高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るため、「全国高次脳機能障害支援普及拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため（高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会）、専門的な助言・指導及び関係機関の職員の研修会（支援コーディネーター全国会議）等を実施する。

高次脳機能障害対策の推進について

「高次脳機能障害支援普及事業」

○ 都道府県実施分

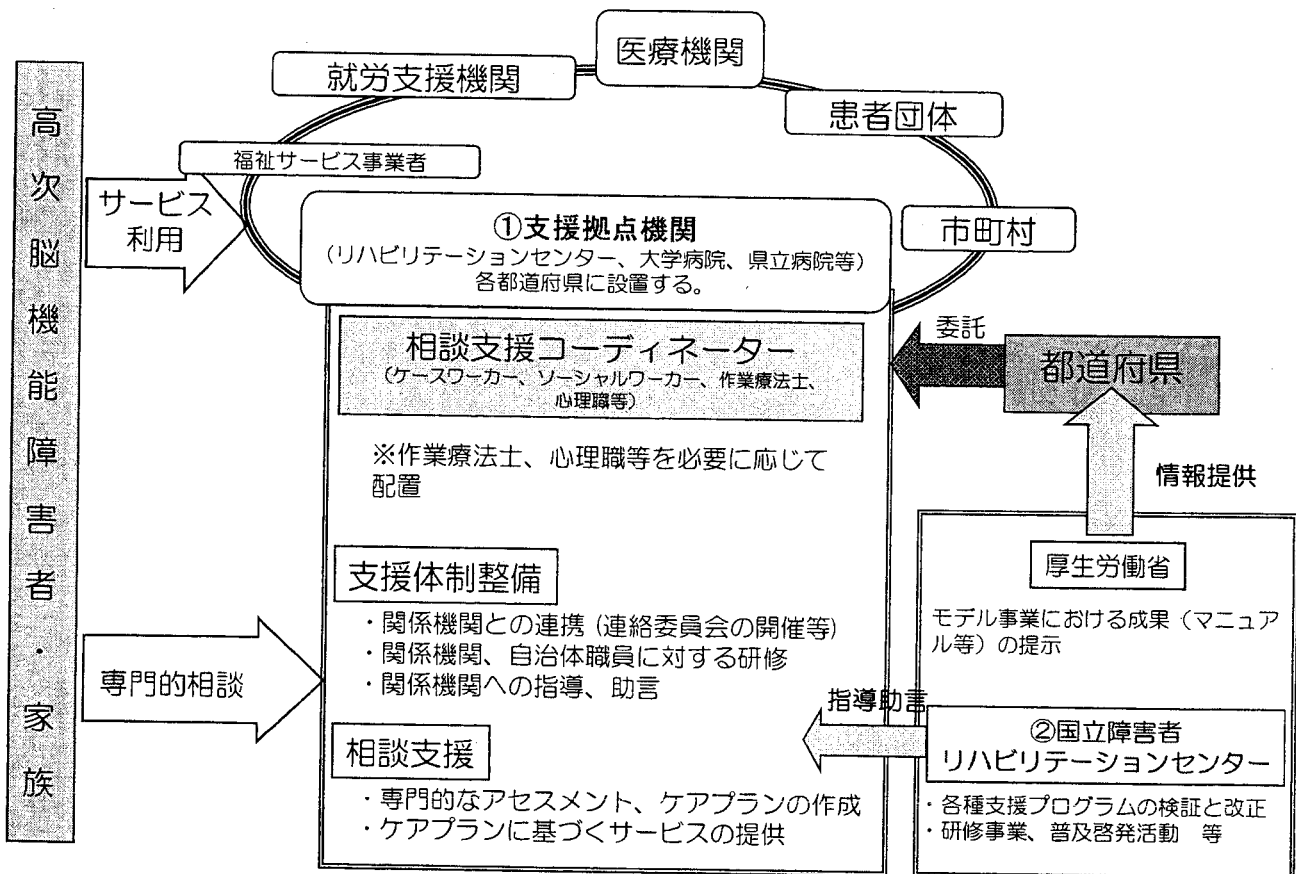
- すべての都道府県で実施。(平成21年度)
- 42都道府県において既に「支援拠点機関」が設置。(平成21年11月現在)

今後、相談・研修・普及事業等、事業内容の充実を図り、十分な支援体制の整備が必要。

○ 国立障害者リハビリテーションセンター実施分

- 全国的な支援体制ネットワークの強化を図る事業として全国会議を開催
 - ・ 「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」
対象: 都道府県職員
 - ・ 「支援コーディネーター全国会議」
対象: 支援拠点機関の支援コーディネーター
- センターにおける生活訓練の拡充、研究体制の整備

高次脳機能障害支援普及事業



平成22年度 国立障害者リハビリテーションセンター

高次脳機能障害関係 会議・研修会

[平成22年度 (予定)]

会議名称	開催趣旨	主な対象者	開催日	開催場所	出席者数	備考
全国連絡協議会	訓練方法・社会復帰支援方法等の検証	地方自治体職員	(第1回) H22. 6. 30	リハセンター学院		
			(第2回) H23. 2 下旬	三田共用会議所		
支援コーディネーター全国会議	支援コーディネーターの職務の向上と情報交換	支援拠点機関の支援コーディネーター	(第1回) H22. 6 下旬	リハセンター学院		
			(第2回) H23. 2 下旬	三田共用会議所		
公開プログラム	テーマ未定	一般	H23. 2 下旬	三田共用会議所		

46

2. 高次脳機能障害支援事業関係職員研修会 [国リハ実施]

研修概要	受講対象者	開催日	定員	受講者数	備考
高次脳機能障害の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題についての必要な知識及び技術の習得	都道府県・指定都市・中核市の ①行政担当者 ②関係機関の医師及び関連する職種にある者 で都道府県・指定都市からの推薦者	H20 : H20. 7. 2~7. 4	200名	177名	
		H21 : H21. 7. 1~7. 3	200名	181名	
		H22 : H22. 6. 30~7. 2 (予定)	200名		